

政策対話の概要・進め方と関連動向の紹介

令和 8 年 7 月 29 日
環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課



化学物質と環境に関する政策対話の概要

- 様々な主体による意見交換と合意形成を目指す場として、「化学物質と環境に関する政策対話」を設置。
学識経験者、市民団体・NGO、労働団体、産業界、行政からなるメンバーにおいて、平成24年以降、現在までに23回を開催（1年に1～2回ペースで開催）。
- 2023年9月に、多様な分野、多様な主体による化学物質管理の自主的な枠組みであるGFC（化学物質に関するグローバル枠組み）が採択されたことから、第19回～第20回と、**GFC国内実施計画策定に合わせた議論**を行い、「**GFCの国内実施に向けた各主体の主な貢献**」として、**各主体の取組等を集約**した。
- なお、**GFC国内実施計画***は2025年4月に策定・公表され、「GFCの国内実施に向けた各主体の主な貢献」については付属書Aとして取り入れられている（URL:<https://www.env.go.jp/chemi/gfc.html>）。

付属書A

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）の国内実施に向けた
各主体の主な貢献

令和6年11月
化学物質と環境に関する政策対話

2023年9月、第5回国際化学物質管理会議（IOCM5）にて「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）―化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が採択された。本枠組みは、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までライフサイクルを通じた化学物質管理の自主的な枠組みである。GFCでは5つの戦略的目的及び28の個別ターゲットが設定されており、国内実施にはこれらのGFCターゲット達成に向けた各主体による取組と各主体による連携が不可欠となる。

以上のことから、化学物質と環境に関する政策対話においては令和6年2月¹⁾及び11月²⁾にGFCをテーマにした会合を実施し、様々な分野の主体からの出席者による化学物質管理に関する取組事例を収集した³⁾。これらの収集した情報に基づき、GFCターゲット毎に各主体による国内実施への貢献として、以下のとおり集約した³⁾。なお、「産業界」「市民団体」といったように中心的な役割を担う主体を明示しているが、これらは異なる主体間連携によって取組まれることが望まれる。

戦略的目的A

ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成するため

第23回（12月18日開催）会場風景



第24回 化学物質と環境に関する政策対話のメンバー



- 労働団体・産業界、行政は、各団体から代表者に参加いただいている経緯から、人事異動に伴いメンバー交代が定期的に発生（交代メンバー：緑字）

学識経験者		産業界	
浅利 美鈴	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 基盤研究部 教授	岩崎 雅彦	一般社団法人 日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 製品化学物質管理部会 副部長
亀屋 隆志	国立大学法人 横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授	石井 浩	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事
五箇 公一	国立研究開発法人 国立環境研究所 生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室 特命研究員	中村 洋介	一般社団法人 日本化学工業協会 主査
村山 武彦	埼玉大学社会変革研究センター 客員教授	高岡 弘光	日本石鹼洗剤工業会 専務理事
市民		長谷 恵美子	日本石鹼洗剤工業会 環境委員会
有田 芳子	主婦連合会 環境部長・参与	古田 清人	CMPコンソーシアム 代表幹事
橘高 真佐美	オース条約を日本で実現するNGOネットワーク 事務局長	金融	
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	竹ヶ原 啓介	国立大学法人 政策研究大学院大学 教授
槌田 博	特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク 理事	行政	
中下 裕子	特定非営利活動法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事	古谷 智仁	横浜市みどり環境局環境保全部環境管理課 課長
中地 重晴	学校法人熊本学園 熊本学園大学 教授	林 亜紀子	厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長
江口 健介	一般社団法人 環境パートナーシップ会議 マネージャー	中野 響	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長
労働団体		木村 崇之	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課長
片山 銘人	日本労働組合総連合会 社会政策局 局長	福永 茂和	経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課長
藤原 美典	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副事務局長	塚田 源一郎	環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課長

第20回以降のテーマ選定過程：懸念課題の抽出・議論



懸念課題（Issues of concern）とは

化学物質のライフサイクルの中で、**まだ一般的に認識されていない、十分に対処されていない、または現在の科学的情報のレベルから潜在的な懸念として生じている、人の健康および/または環境に悪影響を及ぼす可能性があり、国際的な行動から利益を得る可能性のある、あらゆる段階に関わる問題。**

- ◆ GFCの戦略目標Cでは、**懸念課題の特定、優先化、対応**を順次進めていくことが掲げられ、附属書にそのための手順が定められた。
- ◆ 2026年の国際化学物質管理会議開催までの間は、**SAICMで取り上げられてきた新規政策課題及びその他懸念課題に引き続き取り組む**こととされている（懸念課題の詳細は、第22回会合の参考資料4をご参照：URLリンク <https://www.env.go.jp/content/000263948.pdf>）。

第20回準備会合（令和6年11月12日）では懸念課題について紹介の上、**以下の事前アンケートを実施**。
アンケート結果を基に、第20回政策対話では懸念課題についての議論を深めた

【着目している懸念課題について】

質問Ⅰ）最も着目している懸念課題（最大3つ程度をご記入ください。）

質問Ⅱ）着目している理由

※国際的に定義されている懸念課題にとどまらず、個別物質、評価手法、適正管理、情報伝達、リスキ等、幅広い観点から、**それぞれが化学物質管理において懸念課題と捉えている点についてご回答いただいた。**

第20回政策対話の結果—懸念課題の抽出・議論（事前アンケート結果集約）



個別物質

- マイクロプラスチック/海洋プラスチックゴミ/ナノプラスチック
- プラ資源循環システムでの有害物質の存在と挙動
- 水環境で検出される医薬品や洗剤等のPPCPs*
- PFAS
- 内分泌かく乱化学物質
- ネオニコチノイド系、有害性の高い農薬
- 農薬など化学物質の環境中曝露による生物多様性影響評価の遅れ
- 水銀ライフサイクル管理の国際連携
- 国内外における窒素管理
- カーボンニュートラルを目指す上で必要不可欠な物質の有無とそれらの禁止
- 放射性化学物質

*Pharmaceuticals and Personal Care Products:
医薬品や化粧品など身体ケア製品由来の化学物質

情報伝達

- 化学物質情報の非対称性が循環型経済への移行の阻害要因となる懸念
- 製品中化学物質情報の精度低
- 国内外、業界横断で利用できる情報伝達ツールの不在
- 資源循環情報伝達の共通ツールの不在
- 化学物質情報の製品表示の徹底と活用

評価手法

- 化学物質グループ化評価
- New Approach Methodologies (NAMs)の実装における法整備
- 国内での化学物質ライフサイクル想定した環境排出係数の精緻化

適正管理・ リスクコミュニケーション

- 環境配慮設計基準のためのリサイクル素材へのアクセス、使用に関する啓発・対話
- 事業者による化学物質管理の適正化
- リスコミへのエコチル調査結果の活用可能性
- 労働者の安全衛生教育

- 企業による化学物質管理の金融市場における評価
- 化学物質リスク評価研究界と生物多様性保全研究界との連携遅れ
- 欧州ECHAのHot topicsで挙げた課題に関する日本での議論の必要性

- 3つの世界的危機(温暖化/汚染/生物多様性損失)と化学物質管理との関連性の各研究業界との連携
- 化学品安全に関する人材の育成

本日の準備会合及び第24回、第25回政策対話の進め方について



- 第20回政策対話での御議論を踏まえ、各主体の関心が高かった、それぞれの取組の相乗効果が期待されるといった観点から以下の5つのトピックを抽出。
- これまでに生物多様性と化学物質管理（R7.2.7開催）、情報伝達・情報開示（R7.7.29）、リスクコミュニケーション（R7.12.18）を取り上げてきており、各メンバーから提起された課題・事例等について、活発な意見交換が行われた。

No.	トピック	
1	生物多様性と化学物質管理	第21回テーマ（座長：五箇先生）
2	情報伝達・情報開示	第22回テーマ（座長：浅利先生）
3	リスクコミュニケーション	第23回テーマ（座長：村山先生）
4	災害・事故時の化学物質等漏出・流出・飛散等対応	
5	労働者のばく露対策及びこれまでの総括	

第25回については、残る1テーマである労働者のばく露対策に加え、
これまで議論をおこなってきたトピックスを総括することを予定。

第24回政策対話テーマ

災害・事故時の化学物質等漏出・流出・飛散等対応
（座長：亀屋先生）

第25回政策対話テーマ（1月12日）

労働者のばく露対策及びこれまでの総括
（座長：五箇先生）

環境省における災害・事故時の化学物質等 漏出・流出・飛散等への取組（参考）

近年の自然災害による化学物質の漏えい・流出事案

- 近年、大雨や強大化した台風による化学物質漏えい・流出事案が増加
- 今後も同様の事案が発生する可能性が高く、平時から対策を検討しておく必要性が高まっている

令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）



【福島県郡山市】浸水被害により、郡山市内の隣接した二つの工場からシアン化ナトリウムが流出

【福島県本宮市】浸水被害により、工業廃液リサイクル会社からトリクロロエチレン等の有害物質入りのものを含むドラム缶及び一斗缶が阿武隈川に流出

【長野県長野市】メッキ工場において、台風による浸水の影響によりシアン化合物の溶液が漏えい

令和2年7月豪雨



【大分県日田市】倉庫が損壊し、保管していた農薬 976 品目（計674kg）が容器ごと流出し、一部が玖珠川に流出

化学物質管理指針の改正に伴う災害への取組

令和元年答申に**事業者・地方公共団体の災害対応措置を強化する観点**から以下が盛り込まれたことを契機に、**各種取組を強化・推進**している。

- ✓ 地方公共団体によるPRTRの届出排出・移動量の有効活用、事業者の自主的な情報共有の取組の促進
- ✓ **平時からの地方公共団体と事業者との情報共有**
- ✓ **災害対応時の地方公共団体における既存のPRTR情報の活用及び必要に応じた事業者の確認** 等

<①行政による取組強化>

「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の改訂（令和4年3月）



災害・事故への対応力強化に係る地方公共団体間連携等の枠組み構築（情報共有様式、水大気行政との連携等）

<②事業者による取組強化>

「化学物質管理指針」の改正（令和4年11月）
・地方公共団体との連携（情報共有）
・災害による被害の防止に係る平時からの取組



「化学物質管理指針：災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集」の策定（令和6年2月）

<③国環研との協働>

- ・災害・事故時の化学物質管理情報基盤（D.Chem-Core）の構築・運用
- ・地方環境研究所との机上演習の実施

<④国の計画への位置づけ>

国土強靱化基本計画（令和5年7月閣議決定）
・化学物質の漏洩への対応力・地域間連携を強化することを明記
第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月閣議決定）
・指標の設定（各地方公共団体環境部局が保持する化学物質に係る災害・事故対応マニュアルの策定率を5年間で100%に。）

PRTRインフォメーション広場

- ①PRTRの集計結果をわかりやすく加工した資料等を掲載
- ②個別事業所を地図から探したり、個別事業所の排出量・移動量データをグラフや図で見ることが可能
- ③PRTRに関する各種資料（法令、対象化学物質情報、排出量等算出マニュアル）を掲載



PRTRインフォメーション広場とは

PRTRとは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。PRTRインフォメーション広場では、届出方法から集計結果までPRTRに関わる情報を提供いたします。



事業者の皆さまへ

届出手続きに必要な情報を提供します。



開示を請求される方へ

PRTR個別事業所データの開示請求方法についてご案内します。



集計結果・データを見る

PRTR制度によって届出られたデータの集計結果を、グラフ・表などをまじえて分かりやすく説明します。

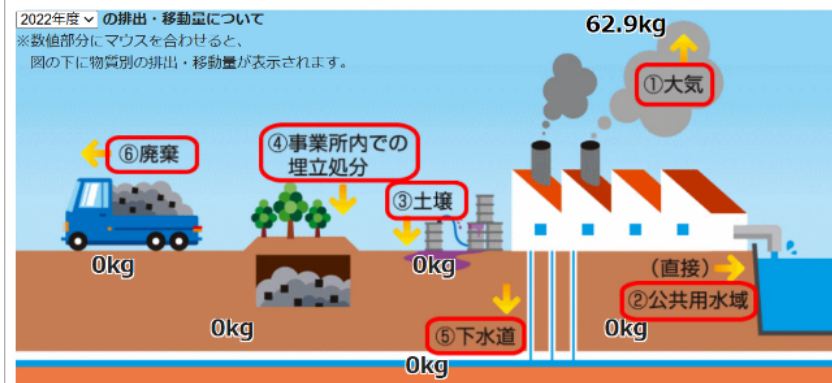


PRTRデータ地図上表示

個別事業所を地図から探したり、個別事業所の排出量・移動量データをグラフや図で見ることが可能。



事業所（●）を選択すると、当該事業所のデータを表示

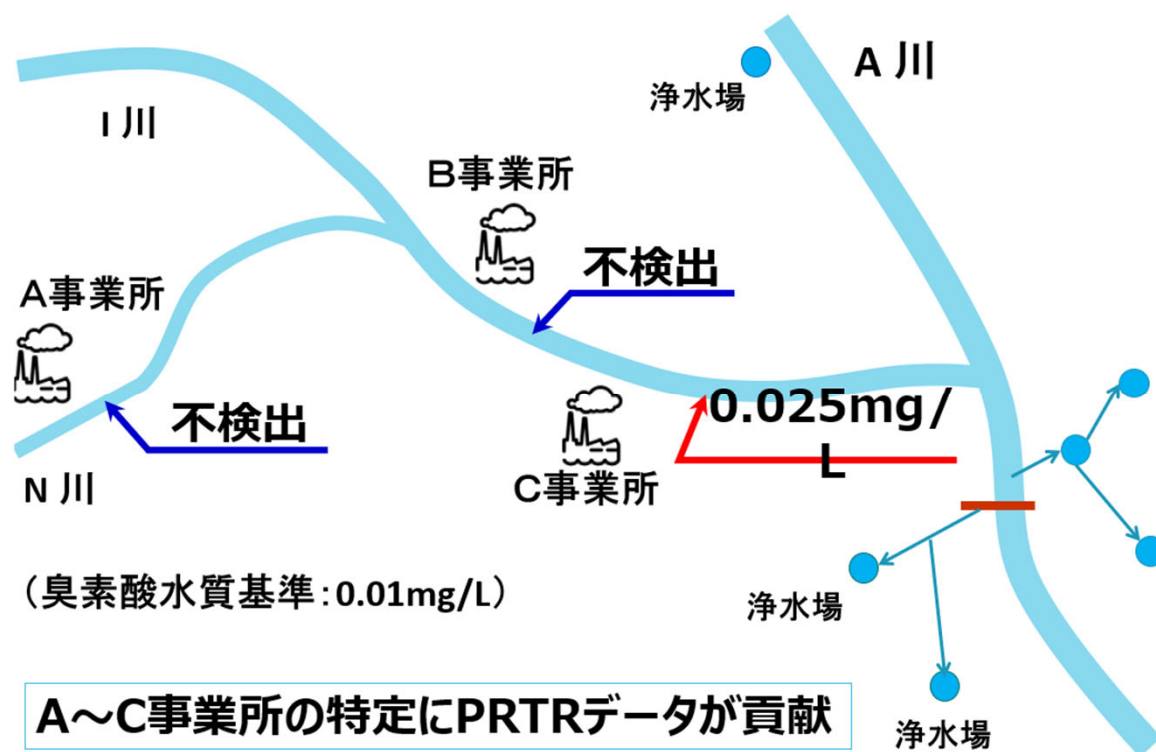


PRTR情報を活用した事例

- 事故や災害時において、PRTRデータを活用することが迅速かつ効率的に原因を突き止めることができる可能性

【事例】

- I川において、基準値を超える臭素酸が検出
- PRTRデータを活用して、川沿いで臭素酸を排出している工場を特定
- 効率的に調査をすすめ、工場Cが原因であることを特定



地方公共団体環境部局における 化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き

- 平成21年度に策定した「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の見直しを行い、新たに「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」として策定（令和4年3月公表）
- 各環境部局における事故対応マニュアルの作成のみならず、災害時を見据えた関係部局との連携、さらには隣接する地方公共団体等との円滑な連携促進を期待
- 今後、課題等を整理・検討をした上で改定を予定。

<手引きの構成>

第1章 マニュアル策定の手引きの概要

1. 1 本手引きの背景と目的
1. 2 災害・事故に関する法令
1. 3 対象とする事故
1. 4 環境部局の役割
1. 5 環境省の役割
1. 6 事故対応マニュアルの策定

第2章 災害・事故への備え

2. 1 対応体制の確立
2. 2 事業所等に関する情報の整理
2. 3 地域住民等とのリスクコミュニケーションの促進
2. 4 専門家リストの整理
2. 5 環境部局内及び他部局との連携における教育・訓練
2. 6 事業者の事故対応に関する指導

第3章 事故時の対応

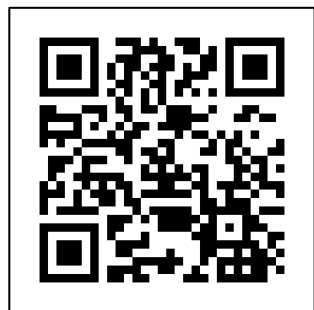
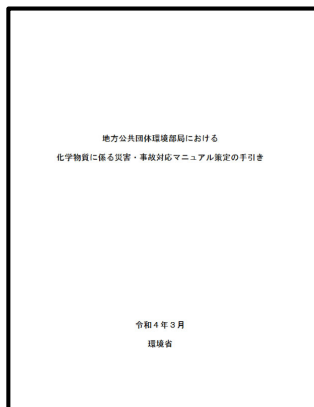
第4章 事故後の対応

参考資料：

- ・関係法令から把握可能な事業所に関する情報
- ・関係部局間における事故に係る情報提供・活用事例
- ・災害・事故に関する情報源
- ・環境部局による災害・事故対応事例 など

明確化や具体化

事例の充実化



国土強靱化計画での位置づけ



- 国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、国土強靱化基本計画が閣議決定されている（最新版は令和5年7月）。
- 加えて、各年度に実施すべき主要施策を明示し、定量的な指標により進捗状況を把握・管理する等を目的に、毎年度国土強靱化年次計画が国土強靱化推進本部により策定されている。
- 災害時の化学物質の漏洩等の対応については、上記両計画に位置付けられている。

国土強靱化基本計画

令和5年7月28日

⑪ 化学物質の漏えいへの対応力を全国一律で高めるとともに、複数の都道府県が被災するような大規模災害の場合でも、地域間連携により対応することができるよう取り組む。また、関連する施設設備の更新・補修を適切に実施する。【環境省】

国土強靱化年次計画2026

（主要施策）

【総務】石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化

【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保

【経産】スマート保安の促進

【経産】製油所等の緊急入出荷能力の強化

【経産】鉱山集積場の耐震化への対策

【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策

【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備

【環境】「化学物質に係る災害・事故対応マニュアル」の策定支援

令和8年7月3日

国土強靱化推進本部

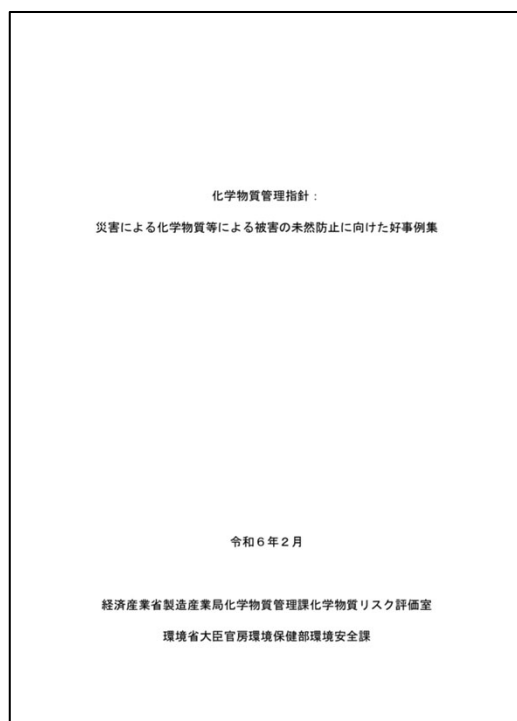
※第2章 2 35の各施策グループの推進方針及び各施策グループ推進のための主要施策
4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出施策

「災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集」の作成



- 化学物質管理指針の改正を踏まえ、事業者が指定化学物質等の適正管理に係る自主的な取組の参考となるよう「災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集」を作成
- 令和6年2月に環境省・経済産業省のHPにおいて公表

好事例集の構成



I. 地方公共団体との連携

1. 地方公共団体への情報提供
2. 地方公共団体との災害対策の共同実施

II. 災害による被害の防止に係る平時からの取組

1. 指針項目と具体的取組の関係図
2. 自然災害による化学物質の漏えい・流出を防止するための予防的取組一覧
3. 指針項目における取組事例

■ 参考資料 地方公共団体独自の化学物質管理制度

平時における災害等対応への化学物質アドバイザーの活用について



- 化管法17条第4項及び第5項には国民の理解を深める事、人材育成について規定されており環境省では普及啓発等に関する施策を実施。
- 化学物質に関する専門知識や説明能力等を有する方が、市民や事業者、行政を対象に中立的な立場で環境リスクに関する情報提供やアドバイスを行うもの。
- 登録数は35人、派遣数は年間22件（NPO法人や公益法人、行政・自治体、企業・業界団体に派遣）※令和7年度実績（2025.4～2026.3）
- 化学物質の災害へ向けた対応として主に自治体向けにも講習会等を実施



制度リニューアルの検討開始（R7～R8）

【背景】

- ・ 制度開始から20年超が経過。これまで大きな見直しやアドバイザー新規募集無し。
- ・ 自然災害に伴う化学物質漏えいの懸念やPFASに関する社会不安の増大等、リスクコミュニケーションニーズの変化。

【実施事項・予定】

- ・ 第23回化学物質と環境に関する政策対話にて議論。
- ・ R8に新規アドバイザー募集、規定見直し等本格リニューアルの実施

D.Chem-Core、ディーケムコア、災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤



- 国立環境研究所が災害・事故等に起因して化学物質の環境排出が起きた際に、情報基盤として利用可能なウェブサイト（D.Chem-Core）を構築
- 本サイトを活用することにより、過去の事故事例等の情報を得ることが可能



図 地図表示画面の一例と特徴

① D.Chem-Coreの目指す方向

- ✓ 専門家・非専門家ともに利用可能で、非常時のリスク管理の一助になる
- ✓ どんな災害・事故でも利用価値がある
- ✓ 初見でもストレスなく（又はストレス少なく）利用できる

② D.Chem-Coreの特徴

- ✓ 決まった使い方を想定せず、**回遊性**（相互に行き来できる）を重視
- ✓ 多角的なメニューを整備し、**様々なニーズへの対応力**を強化
- ✓ システム内外の区別なく情報とリンクを整理（**有用な情報に到達できること**を重視）



dchem NIES

災害対策に係る机上演習の取組

● 開催背景

- 近年頻発している大規模な災害により、有害な化学物質の漏えい・流出の懸念が高まっていることを踏まえ、研究分野も含め、災害事故時の化学物質漏洩事案への取組強化の検討を進めている。
- 研究分野においては、R5年度以降、地方環境研究所向けに、「D.Chem-Core－災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤－」（以下「D.Chem-Core」）を活用した机上演習を実施している。
- 地方公共団体（行政向け）にも展開するため、R6年度に初めて、一部の地方公共団体においてD.Chem-Coreを活用した机上演習を実施した。

● 本机上演習の目的及びゴール

【目的】 地方公共団体における災害・事故による環境汚染事案への対応力強化

主体	本会での目標	事後の期待（例）
地方公共団体として…	● 現在マニュアル化が十分ではない対応（情報収集等）について、演習を通じて、その手順や課題等を把握する。 ● 講習や演習を通じて、参加者がD.Chem-Coreを活用しうる場面・対応を知るとともに、その操作に慣れる。	● マニュアル等の改善に向けた検討を進める。
研究の立場から…	● 演習や意見交換の結果から、D.Chem-Coreの使用に関する課題、D.Chem-Coreに期待される機能・情報等を把握する。	● D.Chem-Coreの改善に向けた検討を進める。
環境省として…	● 机上演習の企画経験を蓄積すると共に、参加者からのフィードバックを得る。	● 災害・事故による環境汚染事案への対応にかかる地方公共団体への支援策の検討や改善を進める。

災害対策に係る机上演習の開催

- 地方公共団体、国立環境研究所と協議の上、プログラムを設計すると共に、演習用に複数の想定事象を作成した。
- 演習では、複数のグループに分かれ、割り当てられた想定事象について、各グループで自由に検討項目を設定した上で、D.Chem-Core等を用いて情報収集を実施した。
- 演習結果（検討項目について収集した情報や検討結果等を資料に取りまとめたもの）を各グループの代表者が発表し、質疑応答を行った。
- これまでに複数の地方公共団体及び環境調査研修所にて実施。



講習風景（2025/11/10 横浜市庁舎）



発表風景（2025/12/19 栃木県庁舎）



研修風景（2026/6/19 環境調査研修所）

災害対策に係る机上演習の開催（演習内容）



● 想定事象（概要）

横浜市	栃木県
●●工場から、トルエンが●●川に流出したとの通報があった。 ●●川で甘い匂い、川に変色なし（無色）、魚の大量死が発生しているとの通報があった。 ●●駅でガソリン臭が発生しているとの通報が複数あった。 - 複数事業所で事故が発生した。	- 夜間にクロムメッキ浴が流出し、公共用水域に排出したと事業者から通報。 （雨水管経由で）●●川へ発泡水が流入しているとの住民通報。 - 夜間に樹脂原料が河川に流出していたと事業者から通報。

● 検討項目（例）

1. 原因事業所（異常発見場所）や周辺の確認
2. 調査対象物質の選定
3. 調査対象物質の毒性
4. 環境中での動き
5. 環境調査計画立案（採取地点の選定）
6. 試料採取方法
7. 分析方法
8. 分析結果を踏まえた対応の検討（仮に懸念濃度以上だった場合どうするかなど）

災害対策に係る机上演習の開催（発表例）



※流出物質の基本情報・毒性情報の収集例

【トルエン】

□ 基本情報

CASRN: 108-88-3、PRTR管理番号：300

別名： フェニルメタン、メチルベンゼン、トリオール

情報の分類		内容	ソース
人健康	基準・規制	水道法：水道水質基準値0.4 mg/L以下 水質要監視項目指針値0.6mg/L以下	ファクトシート
	非常時基準 (一時的許容)	EPAのAEGL：8hr 67ppm（不快レベル） 緊急時C基準：0.8 mg/m ³	D.Chem
生態影響	予測無影響濃度 (PNEC)	水生生物：0.012 mg/L	ファクトシート

D.Chem https://www.nies.go.jp/dchemcore/chemical_info/all/chm00045

ファクトシート <https://www.prtr.env.go.jp/factsheet/factsheet/data/fc00400.html>

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） に関する最近の動向（参考）

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）について

- 2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で採択された、2020年以降の化学物質・廃棄物の適正管理に関する国際枠組み。2006年に策定された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」の後継となる。
- マルチ・セクター（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）におけるマルチ・ステークホルダー（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までライフサイクルを通じた化学物質管理の自主的な枠組み。



GFCの目的

環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化すること

- 3つの世界的危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）に対応するための連携と調整を強化
- 持続可能な化学への移行を促進
- より安全で持続可能な製品に関するイノベーションを促進
- GFCは2030年アジェンダ（SDGs）の達成にも貢献

GFCの概要

- 5つの戦略的目的とそれを実現するための28の個別ターゲットを設定。
 - A：法的枠組み等の整備
 - B：情報共有
 - C：懸念事項
 - D：革新的取組
 - E：意思決定
- 実施に当たってのメカニズム、懸念課題の特定、能力形成方法を設定。
- 資金確保に関する統合アプローチ（化学物質管理の主流化、民間部門の関与、基金の活用）をハイライト。
- 透明性があり利用しやすいオンラインツールを導入した進捗報告・開示や進捗を適切に把握するための測定枠組みを設置。

- 日本は、アジア・太平洋地域フォーカルポイントとして、地域内コンサルテーションの実施や地域ウェビナーの開催など貢献。
- 国内では、2024年4月に設立したGFC関係省庁連絡会議や、本政策対話においても議論を行いつつ、GFC国内実施計画を策定。国際的にも優良事例としてナショナルフォーカルポイントガイドラインに掲載された。

GFCにおける5つの戦略的目的と28のターゲット



戦略的目的	ターゲット内容	
戦略的目的A (法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装)	A1	政府は、2030年までに法的枠組みを採択・実施・執行し、適切な組織能力を構築
	A2	政府間組織は、2030年までに化学物質・廃棄物戦略の効果的な実施のため、ガイドラインを策定
	A3	企業は、2030年までに化学物質の悪影響を特定・防止・最小化するための措置を実施
	A4	関係主体は、2030年までに化学物質と廃棄物の違法貿易・取引を効果的に防止
	A5	政府は、2030年までに、その国の国際的な義務に沿って、国内で禁止されている化学物質の輸出対応に向けて取組む
	A6	全ての国は、2030年までに不可欠な能力を備えたポイズンセンターへのアクセスを有する
	A7	関係主体は、2035年までにリスクが管理されている場合等を除き、農業で有害性の高い農薬の段階的廃止措置を講じ、代替への移行等を促進
戦略的目的B (知識・データ・情報の生成・公開・アクセス)	B1	2035年までに化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用・アクセス可能となっている
	B2	関係主体は、2030年までにバリューチェーンにわたり、素材・製品中の化学物質に関する情報を可能な限り利用可能に
	B3	関係主体は、2035年までに化学物質の製造や化学物質・廃棄物排出・放出データを生成・公開
	B4	関係主体は、2035年までに有害・リスク評価や廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールを適用
	B5	2030年までに化学物質の安全性・持続性・安全な代替・便益に関する教育、研修、意識啓発プログラムを策定・実施
	B6	全ての政府は、2030年までに適宜各国の状況に応じて、全ての関連部門においてGHSを実施
	B7	関係主体は、2030年までに人体中濃度、ばく露源、生物相や環境の監視データ・情報を可能な限り生成・公開

GFCにおける5つの戦略的目的と28のターゲット

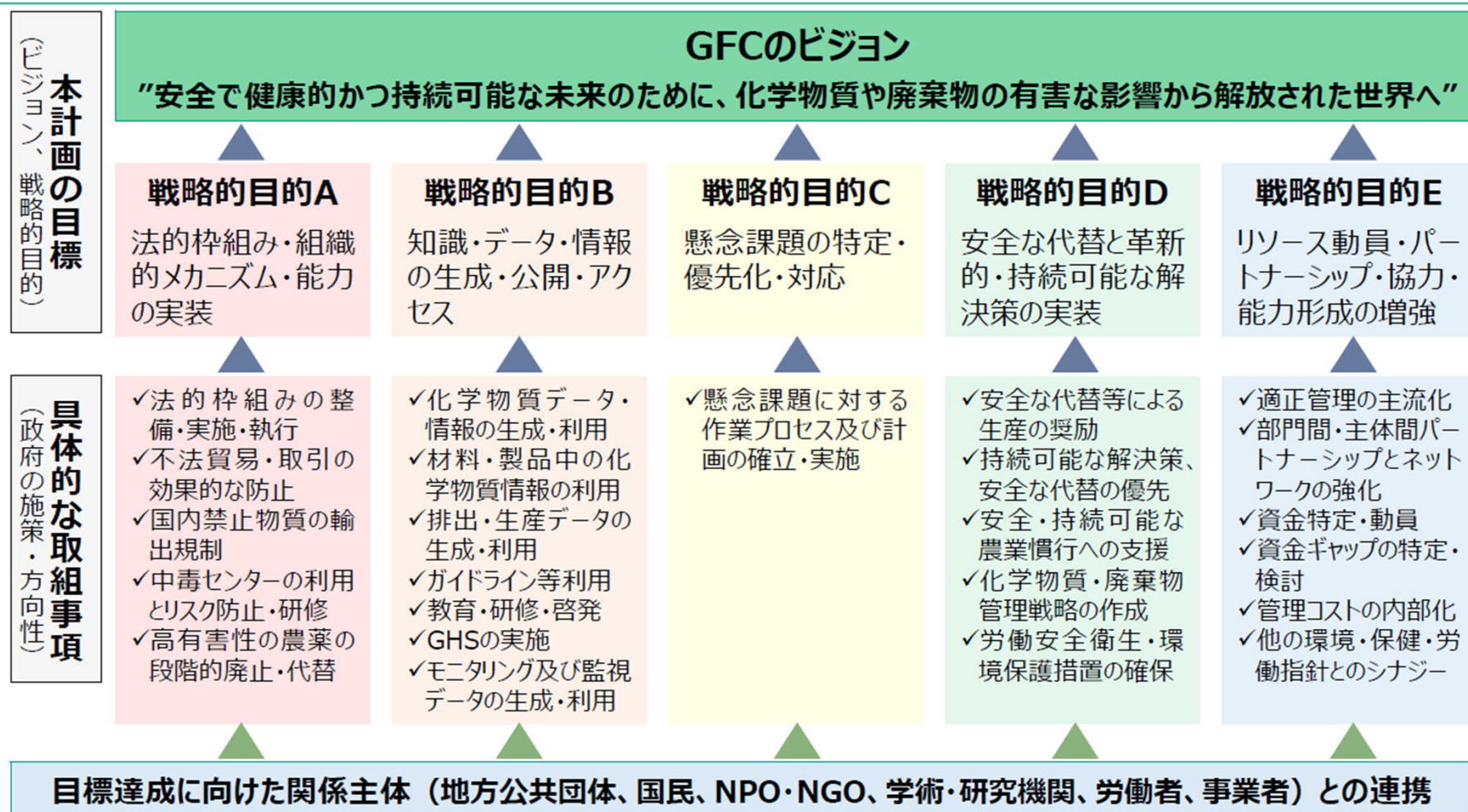


戦略目標	ターゲット内容	
戦略的目的C (懸念課題の特定・対応)	C1	特定された懸念課題についてタイムラインを含むプロセス・作業プログラムを策定・採択・実施
戦略的目的D (製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装)	D1	企業は、2030年までに持続可能な化学と資源効率性の進展に向けて一貫して投資し、革新を達成
	D2	政府は、2035年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施
	D3	民間部門は、2030年までに財政方針やビジネスモデルに適正管理の実施戦略等を統合し、国際的報告基準等を適用
	D4	関係主体は、2030年までに研究や革新プログラムにおいて持続可能な解決策や安全な代替を優先
	D5	政府は、2030年までにより安全でより持続可能な農業の慣行を支援するための政策やプログラムを実施
	D6	2030年までに主要産業・経済部門において化学物質と廃棄物戦略が策定・実施される
	D7	関係主体は、2030年までにサプライチェーンにわたり、効果的な労働安全衛生慣行及び環境保護措置を実施
戦略的目的E (リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強等)	E1	政府は、2035年までに部門計画、予算、開発計画、開発援助政策等において化学物質と廃棄物分野を主流化
	E2	2030年までに関係部門・主体におけるパートナーシップやネットワークを強化
	E3	全ての部門で、適正管理に必要となる全てのソースからの資金を特定、動員
	E4	適正管理の実施のための資金ギャップが特定され、能力形成のために検討
	E5	政府は、2030年までに適正管理に関する費用を内部化する政策を実装するための措置を講じる
	E6	関係主体は、2030年までにその他環境・保健・労働政策とのシナジーや関係性を適宜特定し、強化

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）国内実施計画



- GFCは、2023年9月に採択された、ライフサイクルを通じた化学物質管理に関する自主的な国際枠組み。5つの戦略的目的とその達成のために28の個別ターゲットが設定されている。
 - **2025年4月に策定されたGFC国内実施計画***は、我が国でのGFCの実施推進のために、GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標として、今後の政府の具体的な取組事項を整理したもの（下図ご参照）
- URLリンク：<https://www.env.go.jp/content/000311365.pdf>



化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） 第一回国際会議に向けて



- 2023年9月に採択されたGFCは、2026年11月に第一回国際会議（IC1）を開催する予定。
- IC1においては、進捗管理指標案、新たな懸念課題提案、実施プログラム案に関する議論・採択を想定。
- これまで、日本からは、政府・各主体における各作業部会への積極参加や、意見照会におけるコメント出しを行ってきたところ。

進捗管理指標と測定枠組み

進捗管理指標と測定枠組みに関する作業部会

2024年～2026年にかけて9回のオンライン会合を実施。ハイレベル指標・個別指標案を提案。

→提案指標案の実効性把握等のためのベースライン調査も実施（2026年3月）

懸念課題

4つの新たな懸念課題候補が提案されている

既存の懸念課題についてもその継続等についてIC1にて議論。



鉛

子どもの健康

医薬品

NAMs



塗料中鉛、製品中化学物質、電気電子機器のライフサイクルにおける有害化学物質、ナノ材料、内分泌かく乱物質、環境残留性医薬汚染物質、PFAS、有害性の高い農薬

実施プログラム1：法制度・実施体制の強化

主に途上国の化学物質管理制度に関する能力開発に焦点。

GFC基金

現在第2サイクル案件審査中

実施プログラム2：バリューチェーン全体での産業界の取組強化

各戦略的目的、ターゲットの実現に向けた個別作業部会（WS）

各テーマごとに個別の作業部会が形成。第一回国際会議に向けた初期成果文書を取りまとめ中。

情報の透明性・
開示WS

ケミカルフット
プリントWS

持続可能な化学
イノベーションWS

金融WS

報告基準
・開示WS

懸念化学物質
WS

産業セクター別プログラム

電気・電子

ヘルスケア

繊維

建築・建設

GFC環境負荷ハイレベル指標（GEB HLI）

GEB HLIとは

化学物質・廃棄物による環境負荷について、排出・放出（Pressure）環境中の存在状況（State）生態系等への影響（Impact）を統合的に把握するためのGFC最上位指標。

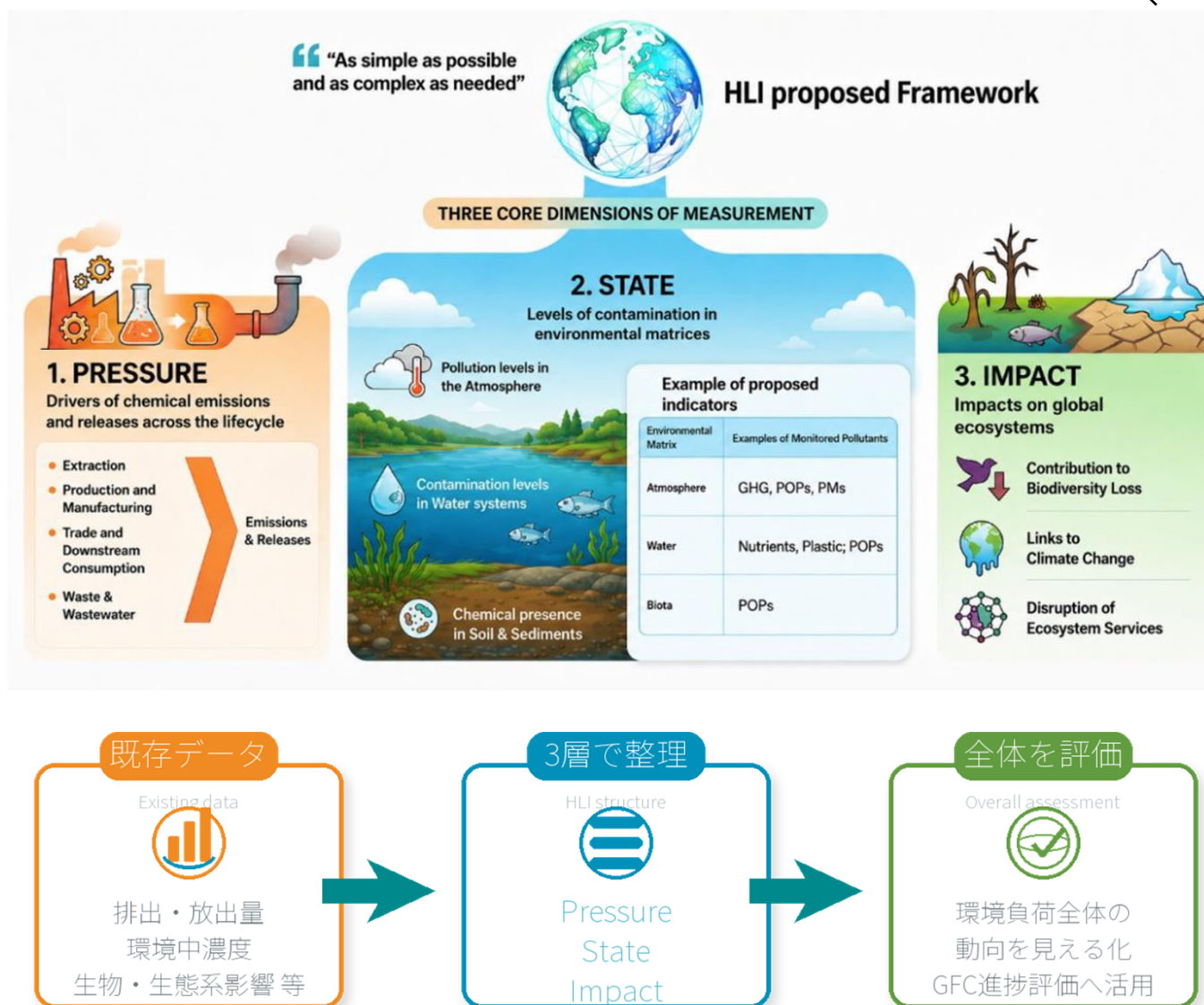
GFCビジョン（安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ）の達成状況を評価することを目的として開発が進められている。

GEB HLIの特徴

排出・放出量、環境モニタリング等の既存情報を3層で整理・統合し、環境負荷全体の動向を見える化

現在の開発状況

現在、指標の選定は進展している一方、重み付け・集約方法（どのように一つの指標として示すか）はなお検討中。最終的な表示方法（指数・スコア・トレンド等）についても未確定。



GFCターゲット別指標案



- GFCにおける28の各ターゲットの進捗管理指標案が提案されている。
- これらについて、データ管理者の有無や、実施可能性等を踏まえつつ、11月のIC1にて議論がなされ、最終化・採択がなされる見込み。
- 進捗管理指標を議論する作業部会の共同議長を2024年から2025年夏まで日本が務めるとともに、指標策定の集中議論を行う専門家グループに日本の産業界からも積極参加し、当該作業に貢献。

提案されている指標案の例は右記のとおり。全体版は参考資料を参照。



戦略的目的 A		戦略的目的 B
ターゲット A1	2030 年までに、各国政府は、その国の状況に適した形で、化学物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は、最小化するための法的枠組みを採択し、実施し、執行しており、適切な組織的能力を確立している。	情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括的で十分な知識、データ及び情報が生成され、利用可能で、全ての人に入手可能である。
	A1.2 塗料中鉛をコントロールしている国の数	ターゲット B1
	A1.3 国際保健規則（IHR）に基づく化学的事象に関するコア・キャパシティを達成した国の数	B1.1 認知された化学物質情報プラットフォームから、公的にアクセス可能なデータと情報（物理化学的、有害性、ばく露データ）を有する化学物質の数
	A1.4 B6.1 GHSを部分的または完全に実施している国の数	B1.2 世界的に認知された化学物質情報プラットフォームを積極的に利用している、および/またはそこに貢献している参加者の数
	A1.5 産業用および消費者用化学物質を管理するための法令が整備されている国の数	ターゲット B2
	A1.6 新規農業および/または新規産業用化学物質の規制・評価スキームを有するストックホルム条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提供可能	B2.1 セクター横断的な〔世界的に〕調和されたデジタル製品および材料情報システムに関する措置を講じている国の数
	A1.7 バーゼル条約の規定を実施するための法令を採択したバーゼル条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提供可能	B2.2 パリューチェーン全体にわたって材料や製品中の化学物質に関する情報を共有するための、〔世界的に〕調和された標準/ツール/プラットフォーム（例：デジタル製品および材料情報システム）を使用/実装している、産業界および民間部門を含むステークホルダーの数
ターゲット A2	2030 年までに、政府間組織は、効果的な化学物質と廃棄物管理戦略を実施しようとする各国政府及び関係主体のニーズを支援するためのガイドラインを策定し、特に「化学物質管理における意思決定のための、化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラム（IOMC）のツールボックス」の更新をその基礎とする。	ターゲット B3
	A2.1 IOMC ツールボックスのユーザー数および閲覧数	2035 年までに、主体は、化学物質と廃棄物の環境への排出と放出に関するデータに加えて、材料と製品への化学物質の使用を含む化学物質の生産に関するデータを生成し、これらのデータを利用可能にし、一般にアクセス可能にする。
	A2.2 効果的な化学物質・廃棄物管理戦略を実施するための政府およびステークホルダーの特定されたニーズを支援するべく、IGO（政府間機関）によって開発された新規または更新されたガイドラインの数	B3.1 PRTRを有する国の数（PRTRに関するキエフ議定書の締約国、PRTRに関するOECD 基準を実施している国、または同等の基準を含む、PRTRの国際基準の実施）
ターゲット A3	2030 年までに、企業は、ライフサイクル全体を通じて化学物質による有害な影響を防止し、防止が不可能な場合は最小化するための措置を実施する。	B3.2 (a) 一人当たりの有害廃棄物発生量、および (b) 処理の種類別の、処理された有害廃棄物の割合
	D3.1 依拠度、影響、リスク、機会、並びに人の健康と環境に関して報告を行っている企業の数	B3.3 オーフス条約またはエスカス協定の締約国の数
	D3.3 リスク分析、意思決定、方針、慣行、または情報開示に化学物質と廃棄物を含めている金融機関の数	B3.4 材料および製品中の化学物質に関する〔世界的に〕調和されたデータを公的にアクセス可能にしている国の数
ターゲット A4	2030 年までに、主体は化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引を効果的に防止する。	ターゲット B4
	A4.1 有害廃棄物およびその他の廃棄物の不法取引を防止し、不法取引を犯罪とする国内法を採択したバーゼル条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提出可能。	B4.1 データ相互受入（MAD）システムに加盟している国の数
	A4.2 各国（バーゼル条約締約国）により報告された有害廃棄物およびその他の廃棄物の不法取引のクローズドケース（解決済み事案）の数	B4.2 化学物質検討委員会（CRC）が、リスク評価の結果として講じられたものであると立証した最終的な規制措置の数 ※ロッテルダム条約の非締約国もデータ提供可能。
		A2.2 効果的な化学物質・廃棄物管理戦略を実施するための政府およびステークホルダーの特定されたニーズを支援するべく、IGOによって開発された新規または更新されたガイドラインの数

新たな「懸念課題（Issues of Concern）」提案



- GFC事務局は新規懸念課題（Issues of Concern）の提案を募集し、その結果、各ステークホルダーから4件の新規課題提案が提出された。
- 現在、提案内容に関するコメントを2026年8月21日まで募集している。

現在提案されている新規懸念課題候補

① 医薬品汚染と人・環境への影響

提案者：University of York (Alistair Boxall)

実施主体候補：Healthcare Without Harm（主）
WWF、University of York（支援）

提案概要：

- 既存のEPPPs（環境残留性医薬品）IoCを拡張
- 「残留性医薬品」だけでなく、医薬品有効成分、代謝物、分解生成物、製造中間体まで対象化
- 生態系影響や薬剤耐性（AMR）への寄与を重視

② NAMs（新たな評価手法）の活用促進

提案者：World Federation for Animals

実施主体候補：World Federation for Animals, AAVS, ARDF, Eurogroup for Animals 等

提案概要：

- 動物実験に依存しない新たな評価手法（NAMs）の活用促進
- OECD等で進む国際的取組をGFCで世界展開
- 能力構築、データ共有、規制調和を推進

③ 鉛対策の対象拡大

提案者：Global Alliance on Health and Pollution (GAHP)

実施主体候補：UNEP を主導候補として提案

提案概要：

- 現在の「塗料中鉛」から対象を拡大
- 使用済鉛蓄電池の非公式リサイクルを重視
- 鉛のライフサイクル全体を対象化

④ 子どもの健康に関する化学物質管理

提案者：Chemicals and Waste Youth Platform (CWYP)

実施主体候補：CWYPが共同主導を希望。今後マルチステークホルダー連合形成を提案。

提案概要：

- 子どもの発達段階特有の脆弱性に着目
- 年齢別データ、曝露評価、政策立案を強化
- 化学物質管理に「子どもの健康」の視点を主流化

途上国の化学物質管理制度に関する能力開発への支援のためのGFC基金



➤ 化学物質管理の法制度・実施体制の強化に当たり、途上国等の能力開発を支援するために、GFC基金が設立されている。

第1期募集において採択されたプロジェクト

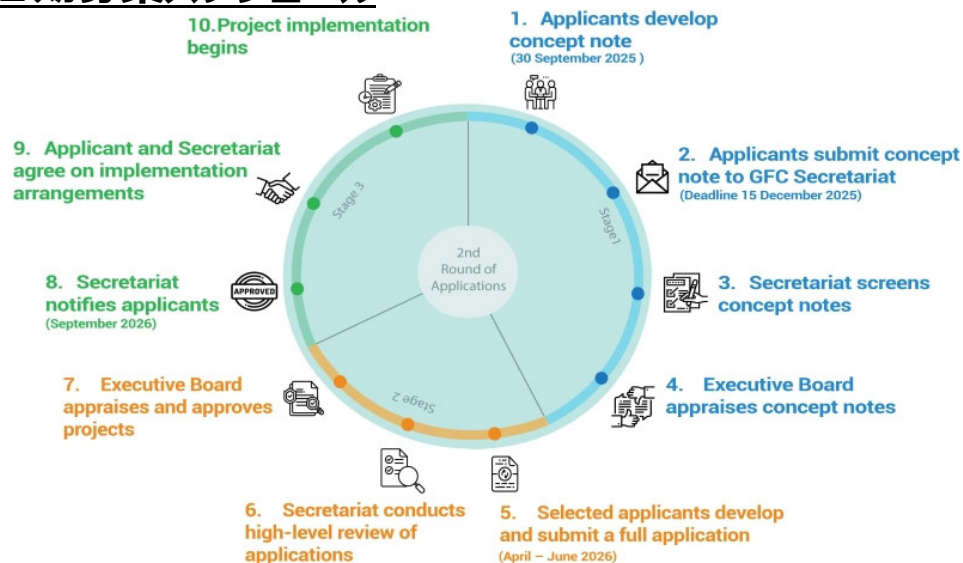
Approved projects | The Global Framework on Chemicals Fund

Four regional projects across eleven countries in Africa and Latin America



- 昨年度第1期募集においては、4件のプロジェクトが採択された。
- 本年度の第2期募集は現在審査中。9~10月に新規プロジェクトが採択される見込み。
- 日本は審査委員会のボードメンバーとして貢献するとともに、PRTR能力開発ワークショップをOECD事務局と共催し、カンボジア、ラオスのPRTR制度構築プロジェクト案件形成支援を行った。

第2期募集スケジュール



PRTR能力開発ワークショップの様子

2025/12/11-12
National Consultation for Cambodia



戦略的目的Dとテーマ別作業部会（WS）



➤ 戦略的目的Dターゲットに記載された個別事項に関して専門の作業部会（Workstream(WS)）が設定され、議論が進捗。

- **ターゲットD1**：【企業は】2030年までに、化学物質のライフサイクル全体を通じて、**サステナブル・ケミストリー**と資源効率を推進するための**イノベーション**に一貫して投資し、それを達成する。
- **ターゲットD3**：【金融部門を含む民間部門は】2030年までに、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための戦略と方針を、その**金融アプローチとビジネスモデルに組み込み**、国際的に認知された、又は同等の**報告基準（reporting standards）**を適用する。
- **ターゲットD6**：2030年までに、主要な経済と産業部門において、持続可能な化学物質と廃棄物管理戦略を策定・実施。この戦略では、**優先的に対処する懸念化学物質を特定**し、**バリューチェーンに沿った化学物質の影響**と、実行可能な場合にはその**投入量を削減するための基準（ケミカルフットプリント・アプローチ等）**や対策を特定する。

【機会の定義】Green and Sustainable Chemistry Innovation (GSC) WS

セクター横断でのGSC原則実装のための国際的ロードマップを策定

【報告・開示基準】Reporting Standards and Frameworks WS

既存の企業報告基準との整合を検討

【懸念物質】Priority Chemicals of Concern (CoCs) WS

既存の規制物質・自主的な懸念物質リストを基に、これらの取組で扱うべき懸念物質を特定。

【情報の透明性・開示】Transparency, Traceability and Disclosure WS

バリューチェーン全体で共有可能な化学物質情報の最小要件や開示の在り方を整理

【投融资枠組み】Finance WS

投資・融資判断に必要なデータや枠組みを整理

【評価方法】Chemical Footprint and Impact WS

用語・方法論を整理し、産業での実装に向けたガイダンスを検討